

## 「宅地造成及び特定盛土等規制法」（盛土規制法）の運用開始について

盛土等による災害から国民の生命・財産を守る観点から、盛土等を行う土地の用途や目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制するために、法改正が行われました。東京都が、「宅地造成等工事規制区域」を指定した日から規制が開始されます。

### 1 宅地造成等工事規制区域の指定予定

指 定 日	令和6年7月31日
指定範囲	世田谷区全域

### 2 宅地造成等規制法から盛土規制法への主な改正点

- ① 土石の一時堆積に対する規制
- ② 宅地造成等に関する工事の周辺住民への事前説明の義務化
- ③ **中間検査・定期報告の義務化**  
(※区域指定後、盛土規制法許可が必要な造成行為を含む開発許可を受けた場合は、盛土規制法第15条第2項によるみなし規定により対象となります。)

### 3 経過措置

宅地造成等工事規制区域指定時の状況により、以下の手続きが必要です。

- ①盛土規制法第21条第1項の規定に基づく届出書の提出(指定日から21日以内)
  - ・盛土規制法許可が必要な造成工事をすでに行っている場合  
(盛土規制法許可が必要な造成工事を含む開発許可も対象)
- ②盛土規制法第12条の許可申請
  - ・盛土規制法許可が必要な造成工事を含む開発許可を取得しているが、造成工事に着手していない場合
  - ・宅地造成等規制法による許可申請をしたが、まだ許可を受けていない場合

### 4 宅地造成工事等に関する事前相談について

規制区域内の敷地(面積要件なし)で建築や造成工事、擁壁等の除却等を計画する際には、市街地整備課へ事前相談書の提出等により、許可の要否を確認してください(建築基準法施行令第9条による建築基準関係規定です。)

審査基準等については随時、世田谷区のホームページ等でお知らせしていきますのでご確認ください。

**お問合せ先** 〒158-0094 東京都世田谷区玉川 1-20-1  
世田谷区 防災街づくり担当部 市街地整備課 開発許可担当  
二子玉川分庁舎A棟 2階 22番窓口 電話番号 03-6432-7156